

野田市災害弔慰金の支給等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 6 年 8 月 2 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 3 号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 5 2 年野田市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に、「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 2 3 年政令第 1 3 1 号）第 1 3 条第 2 項に定める日」に改める。

附則第 3 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。